

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行情）諮問第182号）及び同年4月20日（同第319号）

答申日：平成28年6月20日（平成28年度（行情）答申第136号及び同第139号）

事件名：27年発簡番号簿の開示決定に関する件（文書の特定）
発簡番号簿（教育課）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、それぞれ「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる各文書（以下、それぞれ「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年11月18日付け防官文第18130号及び平成28年1月25日付け防官文第1139号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、それぞれ「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、紙媒体の特定等を求める。

2 異議申立ての理由（諮問第182号及び同第319号）

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

実際、諮問庁は過去にWordファイルを特定して開示したことがある（諮問第319号のみ）。

(2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので、これについても特定を求める。

諮問庁は、過去に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から「組織全体として不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号31頁）などの指摘を受けているのであるから、諮問庁の「利用

又は保存されている状態になく」との諮問庁の主張を真に受けるわけにはいかないので、本件対象文書の履歴情報等の有無について、審査会が直接確認することを求める。

- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 諮問第182号

本件諮問に係る開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、本件請求文書1の開示を求めるものである。

「2015.6.30-本本B429」とは、「2015年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（抜粋可）」との開示請求に対し、「27年発簡番号簿」の抜粋を特定し、平成27年8月28日付け防官文第13304号により開示決定を行った別件開示請求を指しており、本件開示請求1に対しては、「27年発簡番号簿」の全体（本件対象文書1）を特定した。

本件開示請求1に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成27年11月18日付け防官文第18130号により開示決定（原処分1）を行った。本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

(2) 諮問第319号

本件諮問に係る開示請求（以下「本件開示請求2」といい、本件開示請求1と併せて「本件開示請求」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「発簡番号簿（教育課）」（本件対象文書2）を特定し、法9条1項に基づき、平成28年1月25日付け防官文第1139号により開示決定（原処分2）を行った。本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

2 本件対象文書について（諮問第182号及び諮問第319号）

本件対象文書は、海上幕僚監部の担当者が表計算ソフトで電磁的記録として作成したものであり、当該文書の保管はパソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

3 異議申立人の主張について（諮問第182号及び諮問第319号）

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記

録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なる、いわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における各開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務づけるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは、上記2のとおり、パソコン内にフォルダを作成し、作成した電磁的記録をその中に格納することにより行っており、紙媒体は保有していない。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年2月23日 | 諮問の受理（諮問第182号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 同年3月28日 | 異議申立書から意見書を收受（同上） |
| ④ | 同年4月20日 | 諮問の受理（諮問第319号） |

- | | |
|-----------|-------------------|
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ 同年5月30日 | 異議申立書から意見書を収受（同上） |
| ⑦ 同年6月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。これに対し、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する各決定（原処分）を行った。これに対して異議申立人は、紙媒体の特定を求めるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の紙媒体の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の紙媒体の保有の有無について

当審査会において本件対象文書を確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、発簡する文書の起案日、件名、決裁日、文書番号、施行日、保存期間等の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているとともに、今後、発簡される文書に関する情報を記入するための空欄の行が用意されているものであることが認められた。

このような本件対象文書の性質に加え、異議申立人の主張を踏まえても、紙媒体の存在をうかがわせる事情は何ら存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件請求文書)

- 1 「27年発簡番号簿。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。＊＊2015.6.30－本本B429（平成27年8月28日付け防官文第13304号）で特定された番号簿全てを対象。」（本件請求文書1）

- 2 「発簡番号簿（教育課）。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。＊＊2015.6.30－本本B429で特定された文書の全文」（本件請求文書2）

別紙 2 (本件対象文書)

- 1 27年発簡番号簿 (本件対象文書 1)
- 2 発簡番号簿 (教育課) (本件対象文書 2)